

参考資料

避難所での新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

1. 避難所開設前

(1) 住民への広報

- ☐ 避難所以外の避難方法、避難する場合の準備品等の留意点について、住民へ周知啓発
- ☐ 避難所での感染リスク、その他の避難方法や避難所に避難する場合の留意点、三密の回避などについて、住民に以下の内容を広報紙、ケーブルテレビ等により周知啓発すること
 - ※ 災害発生時において、水害による浸水や地震による津波、家屋倒壊の危険性がない場合は、まず危険性を確認し、感染症リスクの低い自宅で居住が継続できる場合は自宅避難も検討
 - ※ 避難所が過密状態になることによる「感染リスク」が高まることを防ぐため、避難所以外への避難を検討（親戚や友人の家、自宅における垂直避難等）し、分散避難による「三密」にならない避難所を目指す
 - ※ 避難に備え、マスク、石けん、アルコール消毒液、ウェットティッシュ、体温計、タオル、歯ブラシ等の衛生用品、スリッパ、ビニール手袋、着替え、常備薬、お薬手帳、ゴミ袋などは、可能な限り「各自」で用意
 - ※ 一方で在宅避難や車中泊等での「熱中症」や「血栓症」等のリスクについても、周知
 - ※ 服薬している薬やサプリメント等を用意
 - ※ 受付時の混雑を避けるため、「避難者カード」を事前に記入
 - ※ 避難所へ行く際には「マスク」を着用（事前「マスク」の徹底）
 - ※ 「健康状態チェックカード」を記入し持参

☐ 避難所の感染症対策（人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける）を周知

☐ 「健康状態チェックカード」を記入し持参

☐ 避難警戒レベル情報をもとに、「早期避難」を徹底するよう周知

(2) 資機材の備蓄

【衛生用品】

- ☐ 非接触型体温計、赤外線サーモグラフィーの準備
- ☐ アルコール消毒液、次亜塩素酸溶液、台所用合成洗剤、ハンドソープ、石けん、ペットボトル飲料水、ビニール手袋等を用意
 - ※ 県内酒造会社と手指消毒用「特定アルコール」の供給協定による配布の活用
- ☐ 除菌シート、ペーパータオル、ウェットティッシュ
- ☐ ゴミ袋、ポリ袋、レジ袋、チャック付きポリ袋、蓋付きゴミ箱（足踏み式）
- ☐ マスク、ゴーグル、フェイスシールド、使い捨て手袋、防護服（プラスチックガウン、カッパ等含）

【居住スペース、専用スペース】

- ☐ パーティション、ポール（2m程度が望ましい）、間仕切り、簡易テント、段ボールベッド、ブルーシート
- ☐ 扇風機、加湿器、暖房器具、エアコン、サーキュレーター
- ☐ リネン（シーツ）、敷き布団、掛け布団、枕、毛布（夏期はタオルケット）、マットレス、タオル
- ☐ 使い捨て食器、紙コップ、割り箸、ラップ、キッチンペーパー

☐ カラーテープ（区画整理用）、タフロープ、養生テープ、布テープ
☐ ポータブルトイレ、プラスチックガウン
☐ 床置き型手すり
【受付用】
☐ 筆記用具、マーカー、模造紙、コピー用紙、付箋、クリアファイル、バインダー、ホワイトボード、水性ペン、セロハンテープ、看板用ラミネート、メジャー、タブレット端末等
（３）サブ避難所確保の検討
☐ 学校を避難所に行っている場合は、体育館のほか「空き教室」等の活用を検討 ※ 教育委員会と事前にしっかりと調整しておくこと
☐ 指定避難所以外の施設として、宿泊施設（旅館、ホテル等）、高校、大学等を「サブ避難所」として活用することを検討
☐ 避難所の「避難利用床面積」から、「三密防止」のための避難定員を設定し、施設管理者及び地域住民と、施設運営や定員管理について事前協議を行っておくこと
☐ 車中泊やテント泊に備えた校庭、グラウンド等の確保を検討すること ※ エコノミー症候群への対策に配慮する
（４）避難所レイアウトの準備
☐ 占有場所の２ｍ間隔（人との間隔はできるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける）を確保するレイアウトを作成
☐ 学校（体育館）を避難所とする場合、教室を活用した「居住スペース」の分散化を検討 ※ 教室を活用する場合、机、椅子の移動、生徒個人の私物に関し配慮を行うこと
☐ 発熱や体調不良者の早期発見のため、入口の外に「事前受付」を設置
☐ 発熱や体調不良者を専用スペースに案内するスタッフはＰＰＥ（マスク、手袋、プラスチックガウン等）を装着すること
☐ 「事前受付」、「個別受付」の際には、避難所の列は間隔（人との間隔はできるだけ２ｍ（最低１ｍ））を空け、運営スタッフによる行列の整理、立ち位置の目印を付するなどにより、入場整理を行い、混雑を防止
☐ 発熱や体調不良者の「専用スペース」を設置。個室が望ましいが、教室等活用する場合は、「パーティション」や「簡易テント」により感染防止を図る 「専用スペース」には、「専用トイレ」を確保することが望ましい。トイレはふたが飛散防止となる洋式が望ましい。携帯トイレ（段ボールトイレ等）やプラスチックガウンの配布、活用を検討 ※ 「飛沫感染防止」のため、「パーティション」の高さは、２ｍ程度が望ましい
☐ 「パーティション」や「簡易テント」は、「専用スペース」を優先するが、「居住スペース」でも積極的に活用
☐ 「専用スペース」と「居住スペース」の動線を分け、分離した「レイアウト」を検討し、全ての動線は交差を避け、一方通行とすることが望ましい
☐ 開設時のレイアウト、アルコール消毒の配置場所については、設置後にラウンドチェック表（別紙参照）によりラウンドを実施し、漏れがないか確認
（５）発熱や体調不良のある方への対応
☐ 自宅療養者（感染者）や自宅待機者（濃厚接触者等）がいれば、保健所に連絡し指示を仰ぐこと。一時的に受け入れる場合は、動線（出入口含）を分け、間仕切りなどを使った「専用スペース」に速やかに隔離誘導

☐	感染者に対する差別や排斥を避け、一人ひとりの尊厳が守られるよう、医療機関への移送や、個室が確保できる「専用スペース」へスムーズに誘導できるよう事前検討
☐	避難所に発熱や咳などの症状のある人がいる場合、感染予防行動の保健指導やゾーニング（居住区分）を徹底
☐	学校等の大規模な避難所は教室等を活用し、「専用スペース」を確保
☐	小規模な避難所の専用スペースは、個室とすることが望ましいが、個室がない場合は、医療機関を受診するまで一時的にテントや車中等を検討
☐	「発熱や体調不良者」については、「専用スペース」へ隔離誘導する手順を事前確認。体調により、巡回診療の利用、医療機関の受診、移送等のための手順を医療関係者の協力体制を含め、事前確認
☐	医療機関の受診までの間、「専用スペース」で待機
☐	感染者が確認された場合に備え、保健所と連携の上、消毒方法、消毒範囲、「その他の避難者」の移動先を事前に検討
(6) 避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練	
☐	各市町村において、本マニュアルを参考とし、「新型コロナウイルス対策用」の「避難所運営マニュアル」を作成
☐	市町村、地域住民、施設管理者等は、マニュアルに沿って訓練を実施

2. 避難所開設時	
(1) 居住スペース、専用スペースの設置	
☐	避難所運営に係る市町村、地域住民、施設管理者等は、早めに避難所を開設
☐	事前に検討したレイアウトを基に、ポール(2m程度が望ましい)や養生テープ等を使用し、「居住スペース」や「専用スペース」を設置
☐	「段ボールベッド」を活用 ※ 感染を予防する上で床から離れることが特に重要
☐	避難者が居住スペースに入る前には、2m間隔（人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける。三密を回避するため、1人当たりの居住スペースは4㎡以上）を養生テープ等で示す
☐	トイレには、できる限り「ペーパータオル」を設置し、「共用タオル」の使用を禁止
☐	個室でない便器（男性用小便器）の利用にあたっては、一つおきに使用するよう、利用者に対して周知
☐	「専用スペース」には、パーティションや簡易テントを設置
☐	発熱や体調不良者の完全分離 ※ トイレや洗面所なども含め「居住スペース」と「専用スペース」の分離 ※ 「居住スペース」と「専用スペース」の動線が交わらず、一方通行とすること
(2) 事前受付、個別受付の設置	
☐	避難者の健康状態を確認するために「避難所入口」の外に「事前受付」を設置
☐	避難所開設と同時に設置し運営
☐	アルコール消毒液を設置し、雨天時はテントを設営
☐	体育館に接する「廊下」を「個別受付」として利用するなど、各避難所に応じて対応

☐ 避難者のマスク着用、手洗いを徹底 ※ マスクを着用していない方については、マスクの配布に努める
※ 一方、マスクは熱中症リスクを高め、「脱水症状」を起こすリスクがあることから、こまめな「水分補給」と「塩分補給」について、高齢者、障がい者、子ども等の避難者へ指示 ※ 気温、湿度の高い中でのマスク着用について、熱中症予防として、周囲の人との十分な距離（2m以上）をとった上で、適宜、マスクを外して休憩することを周知
☐ 発熱の有無や問診により「体調不良」を確認 ※ 検温と問診で「一般避難者」と「感染者」、「濃厚接触者」、「感染の疑いがある者」などをスクリーニングする受付の役割が特に重要 ※ 非接触型体温計、赤外線サーモグラフィーの活用 ※ 接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため、毎回消毒を実施 ※ 検温、問診、有症状者を搬送するスタッフは、PPE（マスク、手袋、プラスチックガウン等）を装着
☐ 「避難者カード」の記載にかえて、タブレット端末等を利用した避難者情報の入力についても検討すること
☐ 「事前受付」の結果により、「専用スペース」又は「個別受付」へ誘導 ※ 発熱や体調不良者は、「専用スペース」へ誘導 ※ 発熱や体調不良者以外は、「個別受付」へ誘導
☐ 避難者自らが移動できるよう、案内看板や養生テープ等を用意し誘導
☐ 発熱や体調不良者は、診察が必要であるため市町村災害対策本部と連携し、事前に検討した医療機関等への搬送 ※ 医療機関等へ搬送するまでの間、「専用スペース」で待機
☐ 「事前受付」の設営前に避難者が「居住スペース」に入った場合は、改めて2m間隔（人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける。三密を回避するため、1人当たりの「居住スペース」は4m ² 以上）、通路幅は2m以上の区割りを行うとともに、各避難者の体温と体調を確認
☐ 「事前受付」ではネームカードを避難者に渡すこと ※ ネームカードのない避難者は避難所の出入り不可とする
☐ 搬送車両は、使用後、速やかに事前に検討した消毒を行い、次の搬送に備えること

3. 避難所運営時
(1) 運営の留意点
☐ 避難所に人の出入りがある度に体温や体調を確認
☐ 避難所内の衛生管理について指導する「衛生班」を避難者（住民）の中から配置
☐ 保健師や衛生班が定期的に衛生環境（アルコール消毒の実施状況、食事の配膳状況、避難所内の掃除等）のラウンド（巡回）チェック（別紙参照）を実施することにより、避難所内の感染症対策、衛生管理等を徹底
☐ 避難者の相談窓口を開設し、DPATと連携しながらストレス等の「心のケア」を実施
☐ 避難者に「体調チェック表」を配付し、毎日体温と体調を確認（1日3回）

☐	発熱や体調不良者が発生した場合は、事前に検討した手順により、保健師等と連携し医療機関を受診
☐	ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点を周知
	【個人での予防措置】
☐	会話をする際には、お互いの距離をできるだけ2m（最低1m）空ける）を保つことを心がける
☐	手洗いの励行、マスク着用、毎日の体温・体調を確認
☐	マスク着脱の前後、「居住スペース」へ戻る時やドアノブ等の共有部分に触れた後は、アルコール消毒を徹底 ※ 汚れた手で、無意識に目や口を触らないように注意 ※ アルコール消毒は、手を乾かしてから必ず使用 ※ 石けん、アルコール消毒薬がない場合は、ウェットティッシュやペットボトルの飲料水を活用
☐	熱中症対策として、「喉が渴いた」と感じる前にこまめな水分補給と塩分補給
☐	毎日、体温を測定し、発熱がある、体調が悪いなどがあれば、避難所の運営スタッフにすぐに伝える
☐	飛沫感染を最小限にするため、「居住スペース」以外で食事をとらない
☐	避難所の衛生環境の確保として、避難所の物品や身の回りの物等は定期的に清掃し、避難所の衛生環境の整備に協力する
☐	避難所における「新しい生活様式」の実践として、会話する際の距離や対面での着座による食事を回避
	【避難所での予防措置】
☐	「アルコール消毒液」を各入口やトイレ等に設置
☐	1時間に1回、10分程度、窓を全開する定期的な換気を実施。窓を開けて窓の方向に扇風機などを向けて空気を循環
☐	手すり、ドアノブ等の人が接触する共有部分は適宜消毒
☐	トイレや洗面所は、1日最低2回の清掃及び消毒
☐	トイレを利用する際は、専用履き物を履き替えること。また、トイレ使用前には便座を消毒し、（洋式トイレの場合）使用後は便座・ふたを閉じてから流すこと
☐	物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等による接触感染を回避
	【食事の受け渡し】
☐	食器は使い捨て容器またはラップしたものを使用すること
	【ゴミ処理】
☐	避難所のゴミの分別ルールを確認し、避難者へポスター等で周知すること
☐	ゴミ袋の空気を抜いて、しっかり縛って封をして廃棄すること
☐	ゴミを回収する担当者は、収集の際には、手袋、マスク等を必ず着用し、手袋、マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗った上で、手指消毒を徹底すること
☐	専用スペースのゴミ箱には、ごみ袋をかぶせ、一杯になる前に処理すること
☐	専用スペースのゴミ処理時は、PPE（マスク、手袋（2重）、プラスチックガウン等）を装着すること

	(2) 人権保護
☐	避難所において、差別や誹謗中傷などの人権侵害行為が発生しないよう、避難所となる施設の職員や避難所のスタッフは、新型コロナウイルスに対する正しい理解を深める
☐	人権侵害行為が発生した場合に備え、あらかじめ相談窓口（みんなの人権110番や子供の人権110番、女性の人権ホットライン、外国人人権相談ダイヤル、各市町村の相談窓口等）の情報についてのポスター、チラシ等を準備し、周知
	(3) 感染者発症後の避難所における原状回復
☐	個人防護具を着用の上、消毒液を使用し、施設内の清掃・消毒を実施すること
	(4) 在宅避難者等への支援
☐	在宅や車中泊による避難者に要請があれば食糧供給等の支援を実施
☐	在宅や車中泊での熱中症や血栓症等のリスクにも配慮し、声かけの実施や支援を検討
☐	支援の要請がある場合等に、在宅避難者等の体調・体温を確認
☐	濃厚接触者や感染の疑いがある避難者から要請があった場合は、保健所に連絡・相談すること

避難所での新型コロナウイルス感染症対策ラウンドチェックリスト

1. 開設時のレイアウト		
1		感染者と感染者以外の出入口を分けているか。
2		学校を避難場所とする場合、トイレと手洗場を部屋（教室）ごとに指定しているか。 ※ 感染者、感染者が以外が使う部屋、トイレ、手洗場は、動線が交わらないように指定
3		認知症や障がいがある方などの部屋は、スタッフ詰所の近くに配置しているか。 ※ できる限り、各階ごとにスタッフ詰所を設置
4		それぞれのゾーン間（廊下）で人が接触しない導線を確保しているか。
5		居住スペースでは、人と人との間は1 m以上（できれば2 m）あけ、間には高さ2 m程度のパーティションを設置しているか。 ※ 避難所が学校の場合、教室や会議室等の小部屋を優先使用 ※ パーティションの組み替えの訓練や要する時間の確認
6		居住スペース内の通路は2 mの幅で設置しているか。 ※ 着色テープにより各区画を囲み、一定の距離を確保・維持
7		居住スペースが教室の場合は、三密を避けるため、6名程度の定員としているか。
8		学校の空き教室を活用する場合は、できれば各階ごとに運営スタッフ詰所を設置しているか。
9		トイレに行けない人の居住スペースにはポータブルトイレを設置しているか。
10		居住スペース内に必要に応じて、床置き型手すりを設置しているか。
11		居住スペース内にゴミ箱（足踏み式）、物資置場、掲示板を設置しているか。
12		体育館を使用する場合は、大きくブロックを分けて、寝床の間隔はできるだけ2 m以上離すか、間をパーティションで仕切っているか。 ※ 着色テープにより各区画を囲み、一定の距離を確保・維持 ※ パーティションについては、可能であれば高さ2 m程度が望ましい
13		体育館を使用する場合は、着替えや授乳用の専用スペースを設置しているか。
14		体育館を使用する場合は、子ども連れなどの家族単位の居住スペースを設置しているか。
15		体育館を使用する場合は、高齢者や足がお悪い方用の居住スペース（福祉避難スペース）をトイレに近い場所に設置しているか。 ※ 要配慮者については、福祉避難所へいつでも移動できるよう支援依頼を検討 ※ 体調の変化に気を配ること

評価レベル○：できている、×：できていない、△：一部できていない

2. 受付案内時		
1		入口付近の人の流れに滞留はないか。 ※ 人との間隔を2m（最低1m）確保 ※ 目印、案内の整備 ※ 体温、体調チェックの際に密でない
2		検温の方法は適切か。 ※ 体温計（非接触）の利用方法 ※ サーモグラフィの活用状況
3		避難者カードは適切に記入しているか。 ※ 事前に記入してもらうのが望ましい ※ 過不足のない適切な記入内容の検討 ※ 記載方法の説明・掲示 ※ 避難者カードにかえ、タブレット端末を利用した避難者情報の入力を検討
4		外履き等への対応は適切か。 ※ 土足厳禁、上履き準備等の検討 ※ 靴袋の必要性の検討

評価レベル○：できている、×：できていない、△：一部できていない

3. アルコール消毒の配置場所		
1		受付に配置しているか。 ※ 開封日を記載し、使用期限を設け、使用状況を把握する ※ 継ぎ足しではなく、使い捨てが望ましい
2		各専用スペース、居住スペースの出入口に配置しているか。 ※ 開封日を記載し、使用期限を設け、使用状況を把握する ※ 継ぎ足しではなく、使い捨てが望ましい
3		トイレの出入口に配置しているか。 ※ 開封日を記載し、使用期限を設け、使用状況を把握する ※ 継ぎ足しではなく、使い捨てが望ましい ※ 手洗いの方法を掲示し、徹底する
4		食堂の出入口に配置しているか。 ※ 開封日を記載し、使用期限を設け、使用状況を把握する ※ 継ぎ足しではなく、使い捨てが望ましい
5		ゴミ箱付近に配置しているか。 ※ 開封日を記載し、使用期限を設け、使用状況を把握する ※ 継ぎ足しではなく、使い捨てが望ましい

6	階段の登り口付近に配置しているか。 ※ 開封日を記載し、使用期限を設け、使用状況を把握する ※ 継ぎ足しではなく、使い捨てが望ましい
---	---

評価レベル○：できている、×：できていない、△：一部できていない

4. アルコール消毒時	
1	マスク着脱の前後に消毒しているか。
2	食事準備の前に消毒しているか。
3	飲食の前に消毒しているか。
4	トイレの前後に消毒しているか。
5	掃除の前後に消毒しているか。
6	ドアノブ、机、テーブル、椅子などの共用部分を触る前後に消毒しているか。
7	吐物、汚物などを片付けた後に消毒しているか。 ※ 吐物等の処理時には、使い捨て手袋を着用
8	汚れたティッシュやゴミを処理した後に消毒しているか。
9	使い捨て手袋を脱いだ後に消毒しているか。
10	アルコール消毒は手を乾かしてから使用しているか。

評価レベル○：できている、×：できていない、△：一部できていない

5. 食事配膳・就寝	
1	作業台は準備前と作業後に次亜塩素酸ナトリウムで消毒しているか。
2	配膳作業は、手洗い、アルコール消毒後に、マスクと使い捨て手袋を着用しているか。
3	ひとり分ずつにお皿で小分けしているか。 ※ 大皿にもらないこと
4	避難者自らによる自炊を禁止しているか。
5	使い捨て食器を使用しているか。 ※ 食べ物にラップを使用
6	消毒済みの配膳箱に食べ物を入れて、居住スペース等の決められた場所に配膳しているか。
7	配膳する際、配膳箱に、新しいゴミ袋を分別の種類ごとに用意しているか。
8	食事や就寝時間等、避難所運営ルールは周知されているか。

評価レベル○：できている、×：できていない、△：一部できていない

6. 換気の実施		
1		作業前に手洗い、アルコール消毒を実施しているか。
2		マスク、使い捨て手袋を着用して実施しているか。
3		居住スペース、専用スペースの出入口や窓を開けて、換気しているか。
4		窓を開けて、窓の方向に扇風機等を向け、空気を循環させているか。
5		定期的（１時間に１回、１０分程度）に時間を定め、換気しているか。 ※ 注意喚起の案内・掲示（放送の利用も）
6		作業終了後に、手洗い、アルコール消毒を実施しているか。

評価レベル○：できている、×：できていない、△：一部できていない

7. 生活スペースの掃除		
1		次亜塩素酸ナトリウムによる拭き掃除を基本としているか。
2		炊事場、おむつ交換スペースは、使用するたびに掃除しているか。
3		トイレを頻繁に掃除しているか。 ※ 水を流す時はふたをしめて、しぶきを浴びないようにする ※ 下痢のあとが見られた場合は、速やかに掃除するとともに、該当者が特定できるよう注意して見守る
4		人がよく触れる場所（ドアノブ、電源スイッチ、テーブル、蛇口など）を定期的に拭いているか。 ※ 人数が多い場所では、１時間に１回等
5		居住スペースは１日１回、次亜塩素酸で拭き掃除をしているか。 ※ 掃除前・後に手洗い・アルコール消毒を実施
6		段ボールベッドや毛布、布団などは使用者が変わるたびに、廃棄または洗濯・消毒を行っているか。

評価レベル○：できている、×：できていない、△：一部できていない

8. 熱中症対策		
1		空調設備等は適切に動作しているか。
2		水分補給の案内を行っているか。
3		室温の変化は確認できるか。

評価レベル○：できている、×：できていない、△：一部できていない

9. トイレ		
1		手洗い・手指消毒・清掃は適切に行っているか。（再掲）
2		換気は定期的に行われているか。
3		靴の履き替えは行っているか。
4		トイレットペーパーは清潔に保たれているか。
5		トイレ利用前に消毒することと、（洋式トイレの場合に）便座・ふたを閉じてから水を流すことを周知できているか。

評価レベル○：できている、×：できていない、△：一部できていない

10. 在宅避難、車中泊		
1		在宅避難、車中泊等の実施状況は確認できているか。
2		定期的な巡回、声かけ等はできているか。
3		消毒や換気の励行はできているか。
4		熱中症や血栓症のリスクや、適度な運動の実施について、周知できているか。

評価レベル○：できている、×：できていない、△：一部できていない

新型コロナウイルス感染症対策 感染症流行時における避難時の注意事項と準備物

避難所には多くの人が集まり、感染症のリスクが高まります。

特に高齢者や持病がある方などは、重症化する可能性が高くなります。事前に新型コロナウイルス感染症等への備えをし、早めの避難を心がけましょう。

避難時の注意事項

- 避難所に行くときには、マスクを着用しましょう。
(乳幼児や疾病等によりマスクの着用が難しい方は除きます。)
- 避難所に到着時点で風邪症状等がある場合には、受付で必ずそのことを伝えましょう。
- 避難所では、可能な限り、他の避難者と2 m以上間隔をとるようにしましょう。

避難所時の準備物

- 次の物を事前に非常持ち出し袋に入れて、避難時に持ち出しましょう。
 - ・ マスク、液体石けん、消毒液、除菌シート、体温計、タオル、歯ブラシ 等
 - ・ 持病の薬や医療機器（眼鏡、補聴器 等）
 - ・ 健康状態がわかる書類（お薬手帳、障がい者手帳 等）

【様式：避難者カード】

入所年月日		年 月 日		居住区		所属自治会										
ふりがな 記入者氏名				家屋の 被 害 状 況	居住の可否(可・否)											
					全壊・半壊・一部損壊・被害なし (半壊・一部損壊の場合)：寝泊りできる・寝泊りできない・わからない ----- 断水・停電・ガス停止・電話不通											
住 所				車	車種 ナンバー											
				ペット	有(種類) 無											
電話番号				携帯番号												
緊急連絡先 ※必ず記入願います		氏 名														
		住 所				電話番号										
家 族 構 成	氏 名	電話番号	続柄	性別	生年月日	年齢	職 業 (勤務先、 学校・学年)	資格・ 特技等	配慮の区分				安否確認			現在寝泊りしてい る場所(避難所名、 自宅、親類宅等)
			世帯主						要介護 高齢者	障 が い 者	妊産婦	その他	無事	不明	死亡	
避難者一覧の掲示・公開 同意する ・ 同意しない																
特に避難所生活において配慮を希望すること(通院治療・服薬の有無、各種障がい者手帳の所持、福祉サービスの利用、集団生活の不安、避難所において希望することなど)																

退所年月日	年 月 日		
退所後住所			
退所後連絡先(電話番号)		携帯電話番号	
備 考			

健康状態チェックカード(例)

このカードは毎日 に提出してください。

記入日	月	日	曜日
記入時間 (午前・午後)	時	分	

ふりがな	
氏 名	

・発熱はありますか	ある ・ ない	体温()度
・息苦しさはありますか	ある ・ ない	
・味や匂いを感じられない	ある ・ ない	
・咳やたんはありますか	ある ・ ない	
・全身倦怠感(だるさ)はありますか	ある ・ ない	
・嘔吐や吐き気はありますか	ある ・ ない	
・下痢が続いていますか	ある ・ ない	

・ 肺炎球菌のワクチンを接種していますか	はい ・ いいえ ・ わからない
----------------------	------------------

健康状態チェック表（一週間）(例)

ふりがな	
氏 名	

記入日	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)
体温	朝 度	朝 度	朝 度	朝 度	朝 度	朝 度	朝 度
	昼 度	昼 度	昼 度	昼 度	昼 度	昼 度	昼 度
	夕 度	夕 度	夕 度	夕 度	夕 度	夕 度	夕 度
息苦しさがある ・息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・急に息苦しくなった ・少し動くと息が上がる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしている・ゼーゼーしている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
味やにおいを感じられない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
咳や痰が出る	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
全身倦怠感(だるさ)がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
吐き気や嘔吐がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
下痢がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
その他 風邪等の症状がある (食事が食べられない、半日以上尿が出ていない、鼻水・鼻づまり、のどの痛み、目の充血、頭痛、関節痛、筋肉痛、けいれん、その他気になる症状)	はい・いいえ ＜症状＞	はい・いいえ ＜症状＞	はい・いいえ ＜症状＞	はい・いいえ ＜症状＞	はい・いいえ ＜症状＞	はい・いいえ ＜症状＞	はい・いいえ ＜症状＞

この表は、巡回の医師や保健師等に提示を求められた場合や ○○○○の際に、○○○○に提示してください。

ネームカード例

(おもて)

避難所入所者

(うら)

検温表

氏名： 年齢 歳

日 時		検温 時間	体温	自身の体調で気になったこと (咳、だるさ、咽頭痛、においや味の低下)
1日目				
2日目				
3日目				
4日目				
5日目				
6日目				
7日目				

避難所名	
------	--

避難所の物資・資材等リスト(新型コロナウイルス感染症対策分)

品名	数量	保管場所	メモ
マスク			
消毒液(アルコール)			
体温計(非接触型)			
体温計(その他)			
血圧計			
ポンプ式ハンドソープ			
家庭用洗剤			
タオル			
ペーパータオル			
ティッシュ			
ビニル袋			
使い捨て手袋			
使い捨てガウン(防護着) プラスチックガウン			
フェイスシールド			
ゴーグル			
赤外線サーモグラフィ*1			
段ボールベッド			
間仕切り用パーティション			
ビニルシート			
ガムテープ等			
段ボール			
テント			
簡易トイレ			
仮設トイレ			

*1 規模の大きな福祉避難所など
(AI温度検知ソリューション含む)

※ マスク、ガウン、手袋等の正しい脱着法や消毒方法について事前に確認しておきます。

新型コロナウイルス感染症対策

へのご協力をお願いします

感染しない、させないために

- 隣の人とは2メートル以上離れてすごしましょう。
- 常にマスクを着用しましょう。
- ドアノブ等の共用部に触れた後は、手洗い、消毒を行いましょう
- 毎日3回体温、体調のチェックをしましょう。

体調が悪いときは、必ず〇〇〇〇へ報告してください。

- 食事は、居住スペースの中で行いましょう。

避難所運営への協力をお願い

- 定期的に換気をしましょう（1時間に2回、5分間）
- 物品や食事の提供時は、手渡しを避けましょう。
- ごみは、各家庭（個人）でゴミ袋の口を縛り、定められた方法で処分しましょう。

次の症状がある場合はすぐにスタッフにお知らせください

1. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、
高熱等の強い症状のいずれかがある
3. 上気道炎症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
4. インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、
頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある
5. 咳があり、血がまざった痰がでる
6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
7. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、
かゆみや痛みがある
8. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、
痛みがある
9. 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
10. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、
噴出すような便など）が出た
11. 吐いた、または吐き気がする
12. おなかが痛く、便に血がまざっている
13. 目が赤く、目やにが出ている
14. 傷などがあり、膿がでたり、赤かったり、
腫れていたたり、痛かったりする



感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



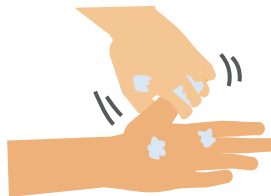
指先・爪の間を念入りにこすります。

4



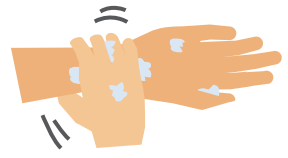
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



あと
トイレの後は
し
フタを閉めてから
みず なが
水を流しましょう。



あ みず なが
フタを開けたまま水を流すと
とう くう き ちゆう ひ さん
ウイルス等が空気中に飛散して
ひと かんせん き けんせい たか
人へ感染する危険性が高まります。

府政防第 1262 号
消防災第 114 号
健感発 0610 第 1 号
令和 2 年 6 月 10 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部
防 災 課 長
厚生労働省健康局
結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第 2 版）について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合の参考資料として、先般、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和 2 年 5 月 21 日付け府政防第 939 号他）を発出したところです。

この通知においては、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の検討に資するよう、避難所全体のレイアウトの例について示したところです。

この度、レイアウトの例について更に検討を進め、別添のとおりレイアウトの例を更新いたしましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いいたします。

なお、この資料は、前回同様、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉、山元
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤、榊原
TEL 03-3595-2257（直通）

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2. 6. 10
第2版

専用階段、専用トイレの確保をする。（専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。）

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等（一時的）

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法を決め、本人に伝えておくことが重要です。

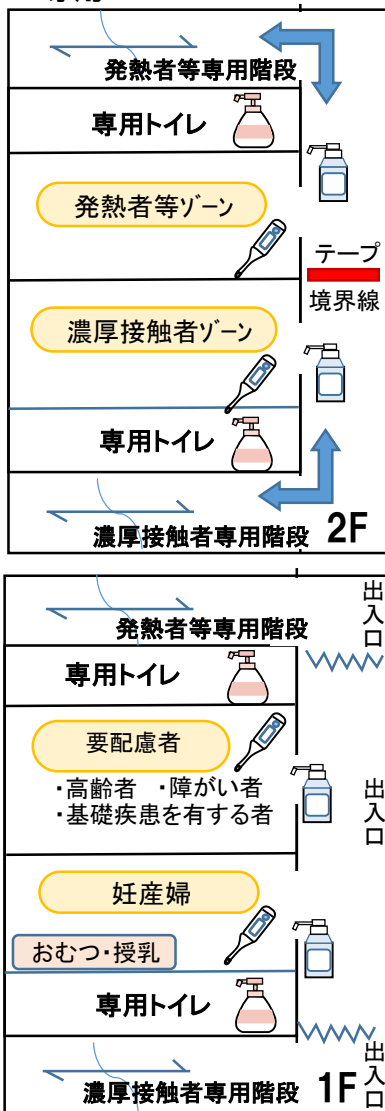
・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。

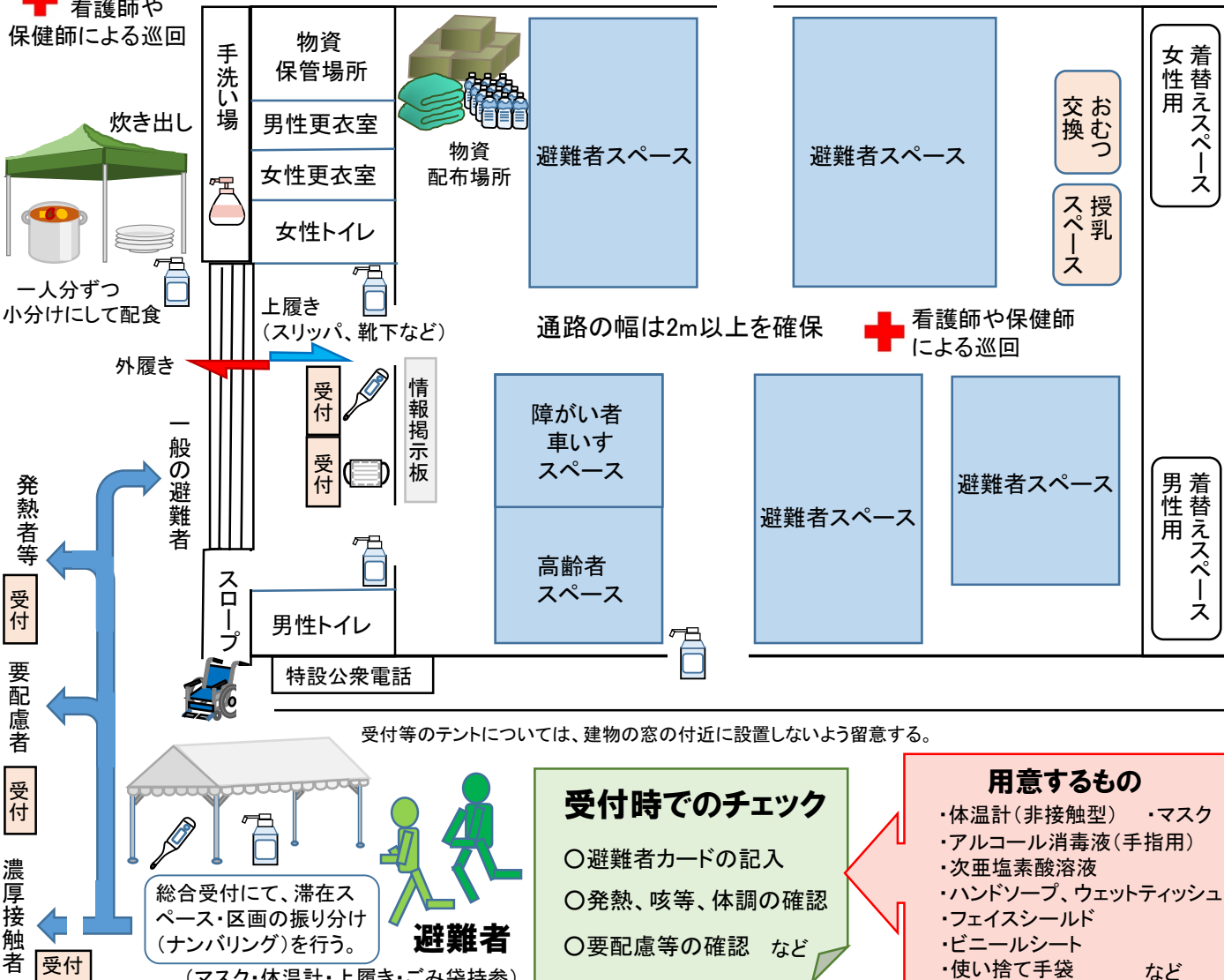
・同一建物の場合、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

＜専用スペース＞



＜集合スペース＞



受付等のテントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。

受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

用意するもの

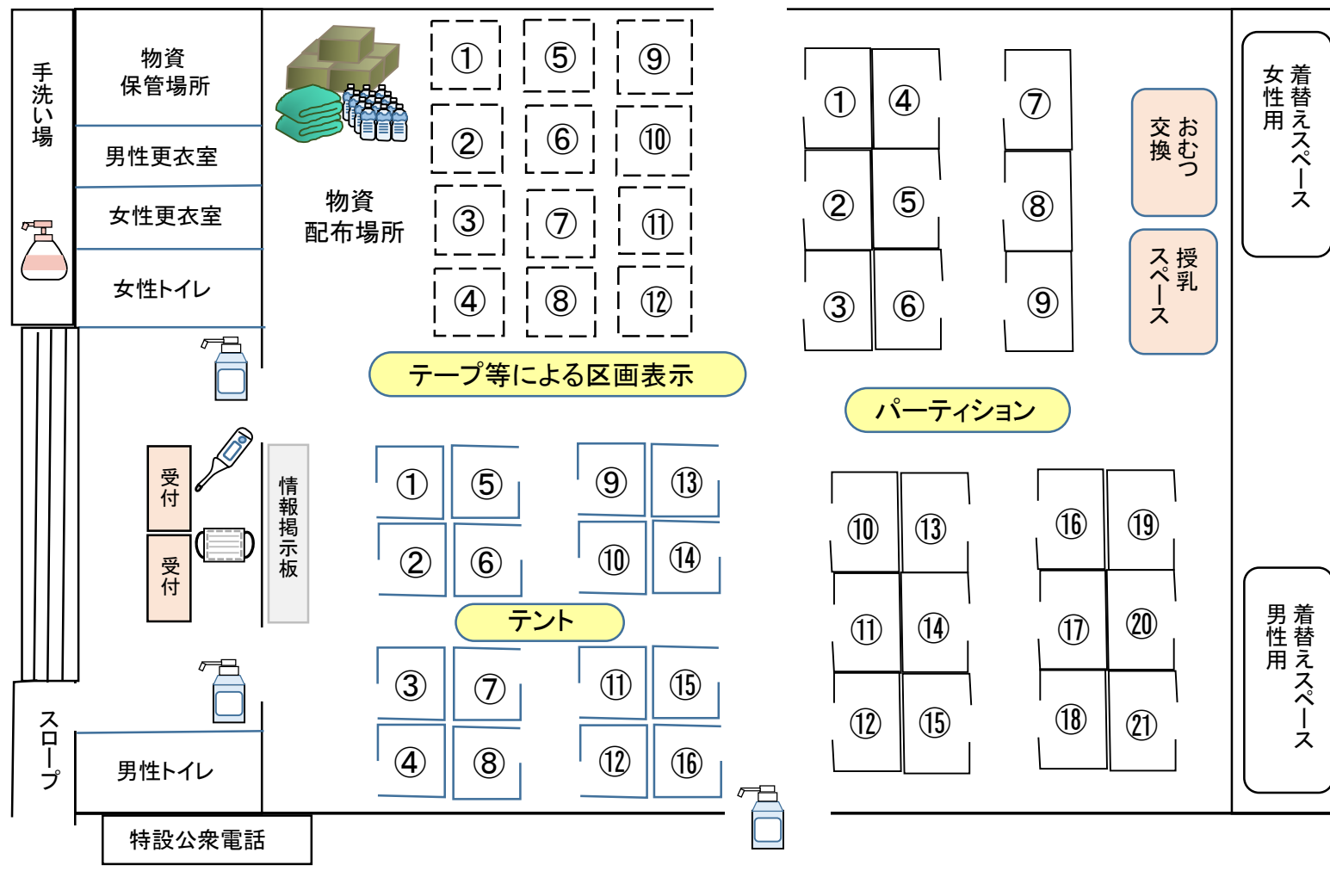
- ・体温計（非接触型）
- ・アルコール消毒液（手指用）
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など
- ・マスク

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。

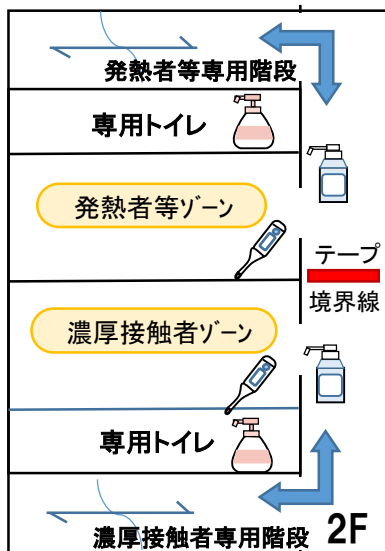


新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 6. 10
第2版

＜専用スペース＞

専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)
(健康な人との兼用は不可)

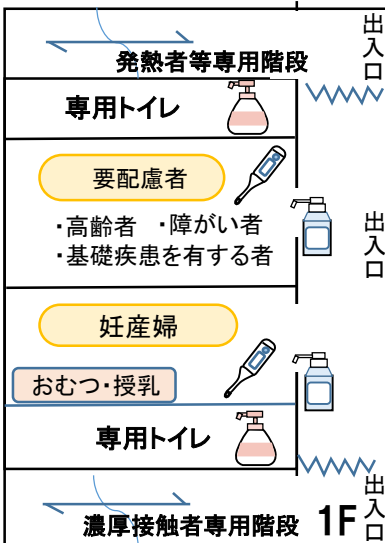


軽症者等
(一時的)

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

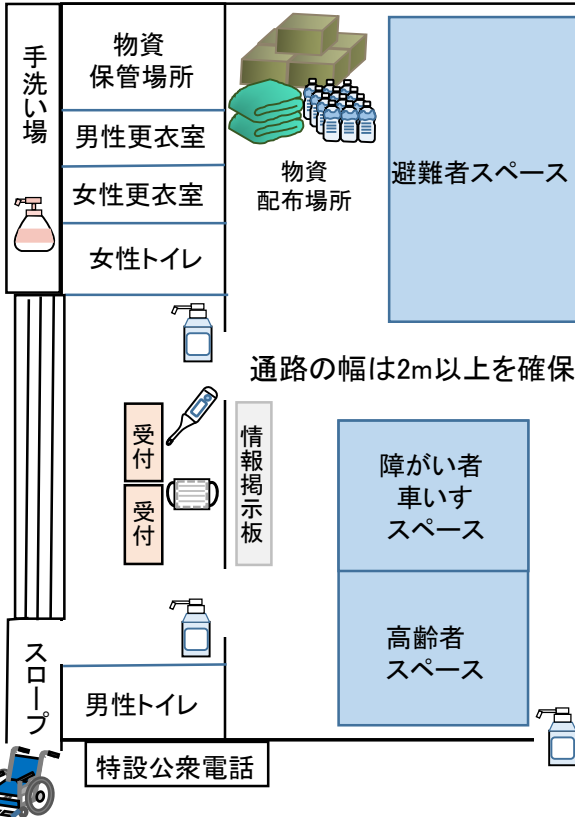
※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。



＋ 看護師や保健師による巡回



＜集合スペース＞



発熱者経路

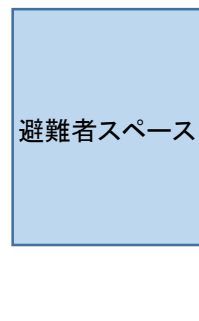
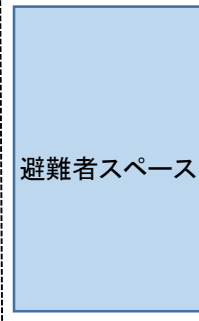
避難者スペース

発熱者



発熱者の家族※

＋ 看護師や保健師による巡回



着替えスペース
女性用

おむつ交換

授乳スペース

着替えスペース
男性用

※必要に応じて発熱者の家族及び同居者用の専用スペースを確保することを検討

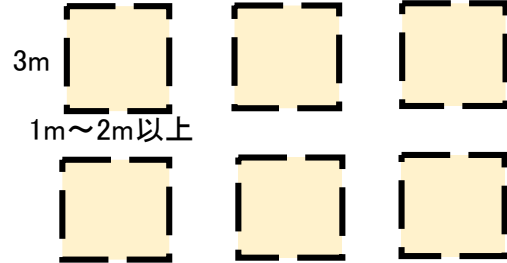
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

(例) 3m 1m～2m以上

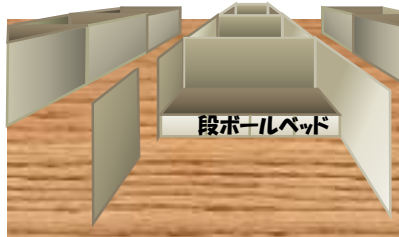
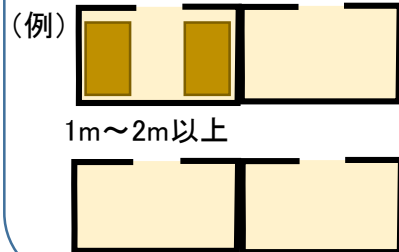


- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

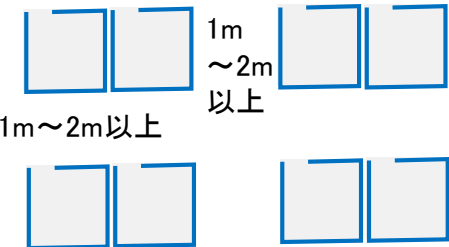
パーティションを利用した場合

○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



テントを利用した場合

(例)



○ テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。

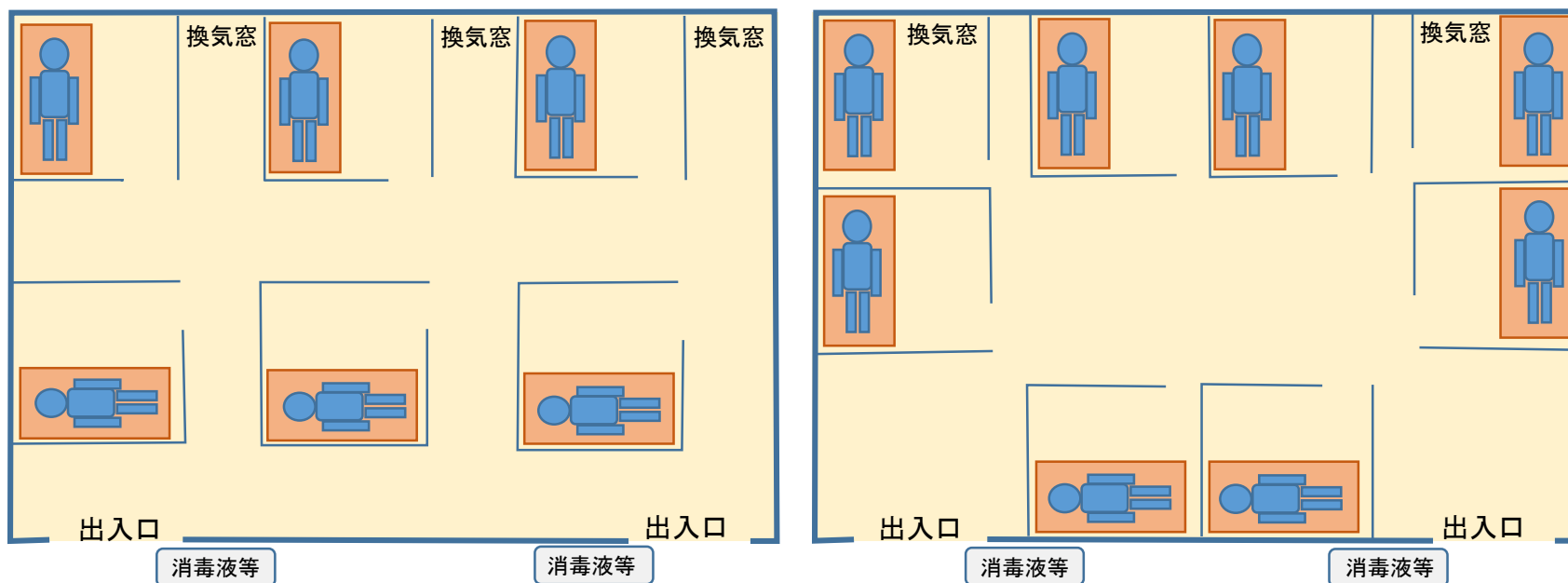
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。

（例）



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
（例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用）

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

事 務 連 絡
令 和 2 年 9 月 7 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課地域保健室

被災地における熱中症予防について（周知依頼）

今般の令和2年台風第10号について、発災直後から御尽力いただいていることに、感謝申し上げます。

被災地においては、避難所における気温の上昇や、気温が上昇する中での家の片付け作業等、特に熱中症に注意をする必要があります。

厚生労働省では、周知用のチラシを用意いたしました。貴自治体におかれましては、こまめな水分・塩分の補給等による熱中症予防対策につきまして、本チラシを活用する等により、周知していただきますようお願いいたします。

なお、今般の令和2年台風第10号により被災されていない自治体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付致します。

問い合わせ先

厚生労働省健康局健康課

地域保健室 十川、松川、矢吹

T E L : 03-5253-1111 (内 2335)

03-3595-2190

F A X : 03-3502-3099

E-mail : 3hoken@mhlw.go.jp

熱中症予防のために

こまめに水分を補給してください

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液※などを補給しましょう。

※ 経口補水液とは、食塩とブドウ糖を溶かしたものをいいます。



暑さを避けてください

できるだけ風通しのよい日陰など、涼しい場所で過ごしましょう。

以下の症状にお気をつけください。

熱中症の症状 ▶ めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い、頭痛、吐き気、嘔吐（おうと）、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う

《重症になると》 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

熱中症が疑われる人を見かけたら

涼しい場所へ

風通しのよい日陰など、涼しい場所へ

からだを冷やす

衣服をゆるめ、からだを冷やす（首回り、脇の下、足の付け根など）

水分補給

水分・塩分、経口補水液などを補給する

**自力で水が飲めない、意識がない場合は、
すぐに救急車を！**

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省 熱中症

検索

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 7 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課保健指導室

避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症
（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について

今般の令和 2 年台風第10号で被災され、避難所生活を送られている被災者等の健康管理について、発災直後から御尽力いただいていることに、感謝申し上げます。

避難所等で過ごされる被災者の健康を守るための対策につきましては、特に、食事や水分を十分にとらない状態で、車などの狭い座席に長時間座っているなどして、足を動かさないと、血行不良が起こり、いわゆるエコノミークラス症候群が発症するリスクが高まるおそれがあります。

つきましては、避難所の運営や運営の支援に携わる場合及び避難所等を巡回し健康管理等の業務に携わる場合は、別添「エコノミークラス症候群予防のために」を避難者等に配布し歩行や水分補給等を勧めるなど、避難者への適切な支援を行っていただくとともに、特に車内などで避難生活を送っている方に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防方法について積極的な情報提供をお願いいたします。

なお、今般の令和 2 年台風第10号により被災されていない地方公共団体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付致します。

問い合わせ先

厚生労働省健康局健康課

保健指導室 十川、林、矢吹

T E L : 03-5253-1111（内 2336）

03-3595-2190

F A X : 03-3502-3099

E-mail : 3hoken@mhlw.go.jp

エコノミークラス症候群 予防のために

○ エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動

